

平成 2 9 年 9 月

射水市議会定例会議案

目 次

- 議案第 4 1 号 平成 2 9 年度射水市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 2 号 平成 2 9 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 4 4 号 平成 2 9 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 5 号 平成 2 9 年度射水市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 6 号 射水市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について
- 議案第 4 7 号 平成 2 8 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
いて
- 議案第 4 8 号 平成 2 8 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ
いて
- 報告第 8 号 専決処分の報告について
- 報告第 9 号 平成 2 8 年度射水市健全化判断比率の報告について
- 報告第 1 0 号 平成 2 8 年度射水市資金不足比率の報告について
- 報告第 1 1 号 平成 2 8 年度射水市継続費精算報告について（一般会計）
- 報告第 1 2 号 平成 2 8 年度射水市継続費精算報告について（水道事業会計）
- 報告第 1 3 号 平成 2 8 年度射水市継続費精算報告について（下水道事業会計）
- 報告第 1 4 号 平成 2 8 年度射水市継続費精算報告について（病院事業会計）
- 認定第 1 号 平成 2 8 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 2 8 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認
定について
- 認定第 3 号 平成 2 8 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
認定について
- 認定第 4 号 平成 2 8 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 認定第 5 号 平成 2 8 年度射水市水道事業会計決算認定について
- 認定第 6 号 平成 2 8 年度射水市下水道事業会計決算認定について
- 認定第 7 号 平成 2 8 年度射水市病院事業会計決算認定について

議案第 4 6 号

射水市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

射水市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 2 9 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

射水市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会の部会長の項中「月額 2 0, 0 0 0 円」を「月額 2 0, 0 0 0 円 農地利用最適化事業分 月額 3 7, 0 0 0 円以内で市長が別に定める額」に改め、同部委員の項中「月額 1 5, 0 0 0 円」を「月額 1 5, 0 0 0 円 農地利用最適化事業分 月額 3 7, 0 0 0 円以内で市長が別に定める額」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 9 年 1 2 月 1 8 日から施行する。

議案第 4 7 号

平成 2 8 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ

いて

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、平成 2 8 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金 3 5 8, 4 3 1, 2 0 2 円のうち 1 1 3, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組み入れるとともに、7 4, 0 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に、1 7 1, 0 0 0, 0 0 0 円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

平成 2 9 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 4 8 号

平成 2 8 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 3 2 条第 2 項の規定により、
平成 2 8 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金 6 1 3, 7 3 5, 7 1 5
円のうち 2 5 5, 4 9 3, 0 4 3 円を資本金に組み入れるとともに、3 5 8,
0 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

平成 2 9 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 29 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
5	平成 29 年 6 月 29 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 200,000 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 平成 29 年 1 月 15 日 場 所 射水市鏡宮弥生地内
6	平成 29 年 6 月 29 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 723,858 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住 1 名 3 事由 除雪車による車両及び人身事故 発生日 平成 29 年 1 月 24 日 場 所 射水市上野地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
7	平成29年7月18日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 70パーセント 相手方 30パーセント 損害賠償額 市 70,286円 相手方 26,851円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名 3 事由 救急車と相手方車両の接触事故 発生日 平成28年10月21日 場 所 射水市寺塚原地内
8	平成29年8月1日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 30パーセント 損害賠償額 市 22,492円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 救急車と相手方車両の接触事故 発生日 平成29年4月13日 場 所 射水市沖塚原地内
9	平成29年8月1日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 8,640円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 家屋評価時壁面汚損事故 発生日 平成29年5月24日 場 所 射水市作道地内

報告第 9 号

平成 28 年度射水市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 28 年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

平成 29 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	10.7	102.6
(12.10)	(17.10)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第 10 号

平成 28 年度射水市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 2 条第 1 項の規定により、平成 28 年度決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

平成 29 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	資金不足額なし

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、20.0％

(別 紙)

射 監 第 70 号
平成29年8月21日

射水市長 夏 野 元 志 様

射水市監査委員 二 川 昭

射水市監査委員 明 神 英 明

射水市監査委員 堀 義 治

平成28年度射水市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

平成28年度射水市健全化判断比率の審査意見

1 審査の対象

平成28年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成29年7月14日から平成29年8月17日まで

3 審査の方法

市長から提出された平成28年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.10
連結実質赤字比率	—	17.10
実質公債費比率	10.7	25.0
将来負担比率	102.6	350.0

(注)「—」の表示は、赤字がないことを表している。

5 審査の意見

平成28年度の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも前年度に続き赤字は発生しておらず、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

また、実質公債費比率は10.7%で前年度(11.8%)に比べ1.1ポイント、将来負担比率は102.6%で前年度(104.7%)に比べ2.1ポイントそれぞれ低くなっており、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後とも、各比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

平成28年度射水市資金不足比率の審査意見

1 審査の対象

平成28年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成29年6月13日から平成29年8月17日まで

3 審査の方法

市長から審査に付された平成28年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足がないことを表している。

5 審査の意見

平成28年度は、対象となる公営企業3会計のうち資金不足額が発生している会計はなく、経営健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後とも、資金不足比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

報告第 1 1 号

平成 2 8 年度射水市継続費精算報告について（一般会計）

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により調製した平成 2 8 年度射水市継続費（一般会計）の精算について、別紙のとおり報告する。

平成 2 9 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

平成28年度射水市継続費精算報告書(一般会計)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳			
				年割額	特 定 財 源			支出済額	特 定 財 源			年割額と 支出済額の 差	特 定 財 源		
					国庫 支出金	地方債	一般財源 その他		国庫 支出金	地方債	一般財源 その他		国庫 支出金	地方債	一般財源 その他
2	総務費	1 総務管理費	平成 25年度	984,500,000		929,900,000	54,600,000					984,500,000		929,900,000	54,600,000
			平成 26年度	203,340,000		193,100,000	10,240,000	477,900,060		448,600,000	29,300,060	△ 274,560,060		△ 255,500,000	△ 19,060,060
			平成 27年度	2,969,600,000		2,821,100,000	148,500,000	2,344,775,000		2,227,300,000	117,475,000	624,825,000		593,800,000	31,025,000
			平成 28年度	1,751,486,000		1,663,900,000	87,586,000	3,086,250,721		2,932,100,000	154,150,721	△ 1,334,764,721		△ 1,288,200,000	△ 66,564,721
			計	5,908,926,000		5,608,000,000	300,926,000	5,908,925,781		5,608,000,000	300,925,781	219			219
		防災対策費 (防災行政無線整備)	平成 26年度	0											
			平成 27年度	360,000,000		360,000,000		253,564,000		253,500,000		106,436,000		106,500,000	△ 64,000
			平成 28年度	720,275,000		720,200,000		826,710,753		826,600,000		△ 106,435,753		△ 106,400,000	△ 35,753
			計	1,080,275,000		1,080,200,000		1,080,274,753		1,080,100,000		247		100,000	△ 99,753

報告第 12 号

平成 28 年度射水市継続費精算報告について（水道事業会計）

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により調製した平成 28 年度射水市継続費（水道事業会計）の精算について、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

平成28年度射水市継続費精算報告書（水道事業会計）

（別紙）

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較							
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支払義務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支払 義務発生額の 差	左 の 財 源 内 訳						
					国 庫 補助金	企業債	出資金		国 庫 補助金	企業債	出資金		国 庫 補助金	企業債	出資金				
																当年度損益勘 定留保資金	当年度損益勘 定留保資金	当年度損益勘 定留保資金	
1	資本的支出	1 建設改良費 水道施設総合コ ンтроールシス テム更新事業	平成27年度	118,800,000	円	円	円	118,800,000	円	円	円	円	円	円	118,800,000	円	円	円	118,800,000
			平成28年度	137,700,000	円	円	円	137,700,000	247,514,400	円	円	円	247,514,400	△ 109,814,400	円	円	円	△ 109,814,400	
			計	256,500,000	円	円	円	256,500,000	247,514,400	円	円	円	247,514,400	8,985,600	円	円	円	8,985,600	

報告第 13 号

平成 28 年度射水市継続費精算報告について（下水道事業会計）

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により調製した平成 28 年度射水市継続費（下水道事業会計）の精算について、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

平成28年度射水市継続費精算報告書（下水道事業会計）

（別紙）

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較						
				左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳				左 の 財 源 内 訳						
				年割額	国 庫 補助金	企業債	出資金	当年度損益勘 定留保資金	支払義務 発 生 額	国 庫 補助金	企業債	出資金	当年度損益勘 定留保資金	年割額と支払 義務発生額の 差	国 庫 補助金	企業債	出資金	当年度損益勘 定留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	海老江雨水ポン プ場整備事業 (土木工事)	平成26年度	224,300,000	111,016,000	113,200,000	84,000		198,482,400	98,107,000	100,300,000	75,400		25,817,600	12,909,000	12,900,000	8,600	
			平成27年度	336,600,000	166,626,000	169,900,000	74,000		123,614,880	61,163,000	62,300,000	74,000	77,880	212,985,120	105,463,000	107,600,000		△ 77,880
			平成28年度 ※	0					229,666,080	113,882,000	115,700,000		84,080	△ 229,666,080	△ 113,882,000	△ 115,700,000		△ 84,080
			計	560,900,000	277,642,000	283,100,000	158,000		551,763,360	273,152,000	278,300,000	149,400	161,960	9,136,640	4,490,000	4,800,000	8,600	△ 161,960

※ 継続年度内（平成26年度～27年度）に支払義務が生じなかった継続費に係る支出予算の金額については、さらに翌事業年度に繰り越して使用したもの（地方公営企業法第26条第1項）。

報告第 14 号

平成 28 年度射水市継続費精算報告について（病院事業会計）

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により調製した平成 28 年度射水市継続費（病院事業会計）の精算について、別紙のとおり報告する。

平成 29 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

平成28年度射水市継続精算報告書（病院事業会計）

（別紙）

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支払 義務発生額の 差	左 の 財 源 内 訳		
					県補助金	企業債	出資金		県補助金	企業債	出資金		県補助金	企業債	出資金
1 資本的支出	1 建設改良費	診療棟補償化 整備事業	平成 25年度	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			平成 26年度	1,533,600,000	266,000,000	1,265,900,000		1,120,015,500	195,460,000	915,900,000		8,655,500	70,540,000	350,000,000	
			平成 27年度	1,885,300,000	247,000,000	1,637,900,000		2,141,015,440	309,498,000	1,831,400,000		117,440	△ 255,715,440	△ 193,500,000	282,560
			平成 28年度	595,100,000	82,000,000	509,200,000		744,806,780	90,232,000	654,500,000		74,780	△ 149,706,780	△ 145,300,000	3,825,220
			計	4,014,000,000	595,000,000	3,413,000,000		4,005,837,720	595,190,000	3,401,800,000		8,847,720	△ 190,000	11,200,000	△ 2,847,720

認定第 1 号

平成 28 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度射水市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 2 号

平成 2 8 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、平成 2 8 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 2 9 年 8 月 3 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 3 号

平成 28 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 4 号

平成 28 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、平成 28 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 29 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 5 号

平成 28 年度射水市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、
平成 28 年度射水市水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて
議会の認定に付する。

平成 29 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 6 号

平成 28 年度射水市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、
平成 28 年度射水市下水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付
けて議会の認定に付する。

平成 29 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 7 号

平成 28 年度射水市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、
平成 28 年度射水市病院事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて
議会の認定に付する。

平成 29 年 8 月 31 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志